

銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の銚田市内への移住を伴う県内就職を支援するため、茨城県（以下「県」という。）と共同して行う銚田市茨城県地方就職学生支援事業（以下「本事業」という。）において、東京圏（埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）内の大学を卒業して、銚田市に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することとする。地方就職支援金の交付については、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（令和元年5月29日付け計推第40号茨城県政策企画部計画推進課長通知），銚田市補助金等交付規則（平成17年銚田市規則第37号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付金額）

第2条 地方就職支援金の金額は、4,260円を上限とする。

（交付回数）

第3条 一人1回を限度とする。

（対象者要件）

第4条 申請時において、次の（1）及び（2）の要件を満たす申請者を対象とする。

（1）移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みである。
- ②大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① **茨城県内**に所在する企業に就職することが内定している。
- ② 卒業後に上記内定企業に就職し、銚田市に移住する意思を有している。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他申請者の居住する都道府県又は市町村が地方就職支援金の対象として不相当と認められた者でないこと。

（2）就業に関する要件

次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が茨城県内に所在すること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- ⑤ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ② 当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

（交付の申請）

第5条 地方就職支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、卒業年度の2月15日（土日祝日、年末年始を除く）までに、本事業における地方就職支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- （1） 運転免許証その他の本人確認ができる書類の写し
- （2） 交通費の領収書その他の就職活動の際に公共交通機関を利用したことを確認することができる書類
- （3） 在学証明書
- （4） 住民票の写しその他の現住所を確認することのできる書類
- （5） 内定証明書（様式第2号）
- （6） その他第2条に規定する要件を満たすことを証する書類として市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに本事業における地方就職支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（交付決定通知書の再交付）

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、本事業における地方就職支援金交付決定通知書再交付願（様式第4号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに本事業における地方就職支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式第5号）により、申請者に交付する。

(請求の方法)

第9条 申請者は、第6条に基づく決定通知書を受けたときは、速やかに本事業における地方就職支援交付金請求書(様式第6号)により、市長に地方就職支援金の交付を請求する。

(支援金の交付)

第10条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に地方就職支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第11条 県及び銚田市は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第12条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び銚田市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。
- イ 申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合。
- ウ 申請日から1年以内に銚田市に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に銚田市に住民票がある場合を除く。
- エ 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。)
- オ 転入日から3年未満に銚田市以外の市区町村に転出した場合。

(2) 半額の返還

- 転入日から3年以上5年以内に銚田市以外の市区町村に転出した場合。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、茨城県と銚田市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月 日 から施行する。